平成２５年（フ）第１号
岩手県宮古市津軽石第２地割58番地
破産者　株式会社吉儀商店
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１６０号
山形市七日町２丁目３番２号
破産者　株式会社あとりえ瑠衣都
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０３号
横浜市鶴見区駒岡２丁目16番12号
破産者　株式会社東京クラフト
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４５号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目２番１号横浜鶴見共同ビル202
破産者　株式会社松榮調査事務所
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８５号
岐阜県関市豊岡町４丁目５番７号、開始決定時の住所岐阜県関市豊岡町４丁目３番23号
破産者　可児　哲也
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
静岡県富士市中之郷3516番地
破産者　アーイーシステム有限会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４０号
静岡県富士市水戸島元町18番６号
破産者　富士見紙業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３７９号
静岡県浜松市南区若林町20番地の１
破産者　有限会社アオノデンキ
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
三重県尾鷲市名柄町470番地
破産者　濵口　英樹
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県加西市倉谷町53番地の２
破産者　神戸小誠印刷貿易有限会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３号
北海道広尾郡広尾町本通９丁目１番地
破産者　岸田　成示
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
青森県三沢市大町１丁目２番４号、旧住所茨城県筑西市伊佐山514番地49　グリーンパークメゾンＢ201
破産者　岩間　　透
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２８号
秋田県横手市駅前町12番４号
破産者　武内佳よ子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１６１号
山形市小姓町３番８－307号　ビルドサカイ、開始決定時の住所山形市本町２丁目３番３－601号　朝日プラザ本町
破産者　會田　良子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番26号
破産者　松田　亮司
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番26号
破産者　松田　　琴
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
山形県上山市沢丁６番19号
破産者　向井　和子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４６号
横浜市神奈川区三ツ沢中町12番30号　ピュアハウスメロディー202号
破産者　蓑田　望美（旧姓稲澤）
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４６号
神奈川県秦野市下大槻410番地２－15－403
破産者　松永　　博
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４号
静岡県富士市松岡1379番地の１　ＰＯＲＴ１諏訪部101号、前住所静岡県富士市松岡1407番地の51
破産者　佐野　裕子
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部